

急傾斜・地すべり・雪崩技術指針の一部変更について
(文例における公印の押印の見直し)

令和4年3月10日
広島県土木建築局砂防課

急傾斜地崩壊危険区域の指定要望書他において公印の押印を不要とするよう、「急傾斜・地すべり・雪崩技術指針（平成26年4月）」に示す文例を一部変更しました。

一部変更箇所の該当ページは次のとおりです。（詳細は別紙）

I 急傾斜地編

16 ページ

34 ページ

35 ページ

II 地すべり編

25 ページ

27 ページ

39 ページ

40 ページ

第2章 急傾斜地崩壊危険区域の指定

エ 記載例等

(ア) 急傾斜地崩壊危険区域指定要望書

〇〇〇第〇〇号 [] 年 月 日
広島県知事様
〇市(町)長 []
急傾斜地崩壊危険区域の指定について
このことについて、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」第3条第1項の規定により、次の地区を急傾斜地崩壊危険区域として指定されるよう関係書類を添えて要望します。なお、次の地区を急傾斜地崩壊危険区域に指定されることに異議ありません。
ふ り がな 地区 〔 [] 〇～〇年度・県施工〕

※県費補助事業の場合は、「市(町)施工」と記載する。

※用紙の大きさはA4判とする。

※複数箇所を同時に要望する場合も、一箇所ごとに作成する。

※追加指定については、「〇〇〇地区(追加)」と記載する。

第2章 急傾斜地崩壊危険区域の指定

カ 急傾斜地崩壊危険区域の指定に係る関係市町長の意見

知事が急傾斜地崩壊危険区域の指定をしようとするときは、「急傾法」第3条第1項により、関係市町長の意見をきいて行うこととなっている。

広島県においては、市町からの指定要望書の提出時に指定に係る関係市町長の意見を付することとしている。

このため、次の意見照会及び回答様式については、原則使用しない。

[] ○ 年 ○ 月 ○ 日
〇〇市（町）長 様
[広島県知事 [] 〒730-8511 広島市中区基町 10-52 砂防課]
急傾斜地崩壊危険区域の指定のための意見について（照会）
別紙記載の貴市町に係る急傾斜地崩壊危険区域の指定について、「急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律」（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、貴職の意見を求めます。
については、別紙の回答例を参考にして〇月〇日（〇）までに回答してください。

(回答例)

〇年〇月〇日

広島県知事様

〇〇市(町)長

急傾斜地崩壊危険区域の指定のための意見について(回答)

〇年〇月〇日付けで照会があった〇〇〇地区を、急傾斜地崩壊危険区域に指定されることに異議ありません。

※複数の指定区域に係る意見については、一枚の回答にまとめてよい。

(7) 指定申請書

<p style="text-align: center;">国土交通大臣 あて</p>	<p style="text-align: right;">番 号 年 月 日</p>						
<p>〇〇県知事 </p>							
<p>地すべり防止区域について</p> <p>このことについて，地すべりの崩壊による被害を防止するため地すべり防止区域として指定されたく，別紙関係調書を添付のうえ提出いたします。</p>							
<p>記</p>							
<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="width: 33%;">都 道 府 県 名</th> <th style="width: 33%;">地 域 名</th> <th style="width: 33%;">備 考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="height: 40px;"></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	都 道 府 県 名	地 域 名	備 考				
都 道 府 県 名	地 域 名	備 考					

(7) 地すべり防止区域県内協議書

地すべり防止区域県内協議書			
		年	月
		日	号
土木建築局長 農林水産局長	■ ■	砂防課長 農業基盤課長 森林保全課長	■ ■ ■
地すべり防止区域の指定について このことについて協議した結果、下記地域を国土交通大臣所管として指定することに異議がありません。			
記			
地すべり地域名	現住所	面積	備考

指定業務を敏速に遂行するために、都道府県内の協議書は必ず添付する。

- 種類，施行箇所および規模または新設し，もしくは改良しようとする地すべり防止施設の種類，配置，構造および規模
- ウ 施行しようとする地すべり防止工事に要する費用の概算額
- エ 施行しようとする地すべり防止工事によって利益を受ける地域およびその状況

(2) 都道府県知事は，法第9条の規定により地すべり防止工事基本計画を主務大臣に提出しようとするときには，前項に掲げる次項（同項第2号に規定する地すべり防止工事の規模，同号に規定する地すべり防止施設の構造および規模ならびに同項第3号に規定する事項を除く。）を示す平面図を添付しなければならない。

〔地すべり防止工事基本計画作成要領〕

公文書の書式は次のとおりとする。

	番	号	
	年	月	日
国土交通大臣 ○ ○ ○ ○ 殿			
○○県知事 ○ ○ ○ ○			
地すべり防止工事基本計画について			
年 月 日付け建設省告示第 号で指定 された下記地すべり防止区域に係る地すべり防止工事基本計画を 別添のとおり作成したので地すべり等防止法（昭和33年法律第 30号）第9条の規定に基づき提出する。 なお，地すべり防止工事基本計画に対する関係市町村長の意見 書を別紙のとおり添付する。			
記			
○○○沢地すべり防止区域			○○県○○郡○○町大字○○
○○○沢地すべり防止区域			○○県○○郡○○町大字○○


第2章 地すべり防止区域の指定

番 号
年 月 日

〇〇県知事 ○ ○ ○ 〇 殿

〇〇県〇 〇郡〇〇町長 

地すべり防止工事基本計画についての意見書

 年 月 日付け建設省告示第 〇〇号で指定された〇〇地すべり防止区域に係る地すべり防止工事基本計画については（下記の意見を添えて）同意します。

記